

## 平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、農山漁村女性起業（県内の農山漁村において農林水産資源を活用した直売、加工、農漁家レストラン、農漁家体験交流等に取り組み、収益を得ている女性又はこれらの女性が中心となり組織する団体をいう。）の活動を持続的に発展させ、さらなる収益の増加はもとより、6次産業化の促進や新たな「食」産業の創出、雇用拡大による地域活性化を図るため、農山漁村女性（団体を含む。以下同じ。）が事業実施計画書（平成30年度青森県農山漁村女性起業育成・フォローアップ事業実施要領（平成30年4月12日制定）第5の3に基づき作成し、承認を受けた事業実施計画書をいう。）に基づき実施する農山漁村女性起業育成事業に要する経費について、平成30年度予算の範囲内において、当該農山漁村女性に対し、青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにする設計書又は見積書
- (2) 団体にあつては、当該団体の組織及び運営に関する規約並びに当該年度収支予算書及び前年度収支決算書等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、次に掲げる変更を加える場合は、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
  - ア 事業実施主体の変更（組織形態を変更する場合に限る。）
  - イ 施設の設置場所の変更
  - ウ 事業費の20パーセントを超える増減を伴う変更
  - エ 補助金の増を伴う変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成31年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した10万円以上の財産について財産管理台帳(第3号様式)その他関係書類を第10に規定する期間整備保管すること。
- (7) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、事業実施状況報告書(第4号様式)を作成し、当該年度分についてその翌年度の4月末日までに知事に報告すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金(概算払)請求書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は平成31年4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(第6号様式)に財産管理台帳(第3号様式)の写しその他知事が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

別表（第2関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>1 機械施設整備費 機械、簡易な施設等の購入、借用及び改良に要する経費</p> <p>2 原材料、消耗品費 新商品の開発に必要な原材料、副材料及び消耗品の購入に要する経費</p> <p>3 新商品開発費 新商品の試作、既存商品の改良等の外部業者への委託、開発・改良に向けたスキルアップに要する経費</p> <p>4 販売促進費 フェア等への参加、流通販売調査等販売促進に要する経費</p> <p>5 アドバイザー派遣費 専門アドバイザー等からの助言・指導に要する謝金及び旅費</p> <p>6 事務費 事務用品の購入に要する経費</p> <p>7 その他の経費 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額</p>

青森県知事 殿

住 所  
申請者  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金交付申請書

平成30年度において実施する農山漁村女性起業育成事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容等

平成30年度青森県農山漁村女性起業育成・フォローアップ事業実施要領第5に基づき作成し、平成 年 月 日に承認を受けた事業実施計画書のとおり

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
県補助金		
自己資金		
そ の 他		
合 計		

(注) 備考欄には、「自己資金」については調達方法又は制度資金等を利用する場合の資金名・額等を、「その他」についてはその内容を、具体的に記載すること。

#### (2) 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	負担区分			備 考
		県補助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)	
合 計					

4 補助事業完了予定年月日      平成    年    月    日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（注）以下第1号様式及び事業実施計画書の例により作成するものとし、

- ① 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容等及び収支予算と変更後の事業の内容等及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。
- ② 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日並びにその時点における事業の内容等及び収支予算を記載すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名・住所		
補助事業により取得（改良）した財産の内容	導入（改良）機器、設備名（構造、規格、能力、台数）、設置場所	
	導入（改良）年月日	
経費の負担	事業費（円）	
	負担区分	県補助金（円）
		自己資金（円）
		その他（円）
処分制限	耐用年数	
	処分制限年月日	
処分状況	承認年月日	
	処分の内容	
導入事業名	平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業	
備考		

番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者  
氏名（名称及び代表者氏名）

印

平成30年度青森県女性起業育成事業実施状況報告書（平成 年度実施状況）

平成30年度に実施した青森県農山漁村女性起業育成事業について、その実施状況を平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金交付要綱第4第8号の規定により、別紙のとおり報告します。



平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業実施状況報告書

事業実施者 氏名：  
住所：

事業実施年度						
1 事業計画名：						
2 事業目的：						
3 補助事業で導入した機器	型 式	事業費	導入年月日	耐用年数	処分制限年月日	備 考
①						
②						
③						
区 分	補助事業で導入した機器の活用及び起業活動の状況について※					
1年目 (平成31年度)						
2年目 (平成32年度)						
3年目 (平成33年度)						
4年目 (平成34年度)						
5年目 (平成35年度)						

※ 店舗の場合は営業状況等を記載すること。

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者  
氏名（名称及び代表者氏名）

印

平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金（概算払）請求書

金 円

ただし、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金として、上記の金額を請求します。

補助金交付決定額	確定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円	円

※概算払を請求するときは、確定額は空欄とすること。

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

※「金融機関名」は、支店（出張所）等まで記載する。  
「口座番号」は、「普通」、「当座」等の区分も記載する。

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者  
氏名（名称及び代表者氏名）

印

平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成30年度青森県農山漁村女性起業育成事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

事業に要した経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容等  
事業実施報告書のとおり

### 3 収支精算

#### (1) 収入の部

区 分	精算額 (円)	備 考
県補助金		
自己資金		
そ の 他		
合 計		

(注) 備考欄には、「自己資金」については調達方法又は制度資金等を利用した場合の資金名・額等を、「その他」についてはその内容を、具体的に記載すること。

#### (2) 支出の部

区 分	精 算 額 (円)	負担区分			備 考
		県補助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)	
合 計					

#### 4 補助事業完了年月日 平成 年 月 日

(注) 実績報告における事業の内容等及び収支精算が、補助金交付申請書又は事業変更承認申請書における事業の内容等及び収支予算と異なる場合は、異なる部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。